平成３０年（フ）第４８号
福井県坂井市三国町新宿２丁目３番８号
債務者　長谷川直子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
福井県三方郡美浜町新庄第158号14番地　関西電力㈱嶺南変電所嶺南寮　管理人室
債務者　石川　法子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第９号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐276番地１　稲佐団地211号
債務者　生見　　隆
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１５３号
千葉県流山市南流山１丁目１番地の２　ＭＭビル406
債務者　渡邊　一人
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７９号
千葉県柏市逆井藤ノ台32－３　ヴェルドミール逆井104、住民票上の住所千葉県柏市逆井１丁目９番１号
債務者　小川　紀子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１８９号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目30番地７　レオパレス沼南Ⅱ－101号
債務者　吉川　真一
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２０５号
千葉県松戸市五香４丁目53番地の15　アーバン井川101号
債務者　赤塚　文雄
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２０９号
千葉県流山市こうのす台261番地の27
債務者　小林　小雪（旧姓石野）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２６号
千葉県柏市東１丁目２番17―201号　レリアコート柏
債務者　成田　紘康
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２３６号
千葉県我孫子市天王台２丁目４番３号（101号）　サンコーポ松
債務者　本柳　　勝
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２５１号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区23棟404号
債務者　ＫＩＫＵＣＨＩ　ＰＲＡＰＡＰＯＲＮ
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４３号
神奈川県横須賀市追浜町３丁目17番地32　リブリ・フレール横須賀201
債務者　小澤　誠斗
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第５１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3436番地　アルテミスⅡ－101
債務者　大野　直美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２４号
松江市西津田７丁目15番18―201号　桧山ビル
債務者　藤井　直人
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４２１号
札幌市東区北38条東16丁目３番30―105号
債務者　赤岡　邦達
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３９号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目４番10―102号
債務者　山本　義勝
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部